

認可保育所の指導検査について (保育内容)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



保育の状況に関する主な指摘

- ◆ 保育士が適正に配置されていない。
- ◆ 調理従事者・調乳担当者の検便が未実施である。
- ◆ 指導計画が未作成・内容不十分である。
(一部の指導計画が作成されていないなど)
- ◆ 休所(一部休所・家庭保育依頼)をしている。



保育士の配置

- ◆ 保育士の数は、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。
 - 児童が少なくなる朝夕の時間帯に注意する。
 - 登園児童に対して算定した保育士の数が1人となる場合には、常勤保育士1人、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人(合計2人)の配置可
- ◆ 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組やグループに係る必要保育士数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。
 - 園外保育時も配置すること。

【参考】令和3年3月19日付子発0319第1号(令和5年4月21日付こ成保21 一部改正)
「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(厚生労働省)



調理・調乳担当者の検便

- ◆ 調理・調乳担当者は、雇入れ時（配置換え含む。）及び月1回以上の検便を行うこと。
 - 検便の検査結果は適切に保管する。
 - 雇入れ時及び配置換えの際も同様に、必ず検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させる。
 - 調理委託の場合も、園において検査結果を確認する。

- ◆ 調理・調乳担当者は、健康チェックを毎日行い記録すること。
 - 個人別、項目別（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創など）に行うことが望ましい。



指導計画

◆ 長期的な指導計画、短期的な指導計画

- 全体的な計画に基づき長期・短期の指導計画を作成し、実際の保育まで関連性を持たせ、評価・反省を行い、次の計画に反映させること。
- ねらいを踏まえて実践した保育の内容を日誌に記録すること。

◆ 個別的指導計画

- 3歳未満児については、個別的指導計画を作成すること。
- 個別的指導計画は、一人一人の発達状況などに即して作成すること。



開所時間・休所

◆適切な保育時間・開所時間を確保すること。

- 保育時間は、入所している児童の保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮して定める。
- 開所時間は、11時間以上確保する。

◆休所（一部休所を含む。）をしないこと。

- 施設の都合による休所をしないこと。
- 行事の開催日などにおいて、保護者に家庭での保育を依頼しないこと。
- 非常災害の発生時は、区市町村の指示に従い、保護者への確実な情報提供に留意すること。

子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5)保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3)保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1)保育所職員に求められる専門性)



子供の人権に配慮した保育② 虐待等の防止

- ◆ 近年、全国各地の保育所において、園児に対する虐待等の事案が相次いでいる。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。



子供の人權に配慮した保育② 虐待等の防止

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

- ◆ 令和4年12月、国が保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査を実施

- ◆ 調査の結果

- 「不適切な保育」の捉え方や
- 保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた



調査結果を踏まえ

- ◆ 虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを策定
 - 今まで必ずしも明確ではなかった「不適切な保育」や「虐待等」の考え方を明確化
 - 虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等や各自治体に求められる事項を整理



子供の人権に配慮した保育② 虐待等の防止

保育所等における「虐待」とは

保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為

- ① **身体的虐待**: 保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **性的虐待**: 保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **ネグレクト**: 保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ **心理的虐待**: 保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

上記①～④の行為のほか、「その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」を含め「**虐待等**」と定義。

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

子供の人權に配慮した保育② 虐待等の防止

虐待の具体例1

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 ➤ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)



子供の人權に配慮した保育② 虐待等の防止

虐待の具体例2

行為類型	具体例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">➤ 下着のままに放置する➤ 必要のない場面で裸や下着の状態にする➤ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む)➤ 性器を見せる➤ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)➤ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う➤ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)

«児童を性的被害から守るために»

園内に、死角となるような場所がないか、リスクのある場面はどのような時かなどを把握し、それぞれの場所や場面に応じた職員間のルールを決めることが大切です。



子供の人権に配慮した保育② 虐待等の防止

虐待の具体例3

行為類型	具体例
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none">➤ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。(例: 体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する)➤ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)➤ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする➤ 泣き続けるこどもに長時間関わらずに放置する➤ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う➤ 適切な食事を与えない➤ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す➤ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する➤ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する➤ その他職務上の義務を著しく怠ること など

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)



子供の人權に配慮した保育② 虐待等の防止

虐待の具体例4

行為類型	具体例
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">➤ ことばや態度による脅かし、脅迫を行う➤ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする➤ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする➤ こどもの心を傷つけることを繰り返し言う(例: 日常的にかからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど)➤ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行う(例: 食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど)➤ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う➤ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)



子供の人権に配慮した保育② 虐待等の防止

「不適切な保育」とは

これまでの位置付けを見直し、

「不適切な保育」=「虐待等と疑われる事案」と捉え直す



このため

「不適切な保育」には「虐待等」が含まれ得る。

すなわち、「不適切な保育」自体が未然防止や改善を要するものであるとして、対策を講じていく必要がある。

(また、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは別に)

こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているか(=より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等)の取組についても、各保育所や自治体において取り組まれるべきものと明記。

【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)

「虐待等」と「不適切な保育」のイメージ

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

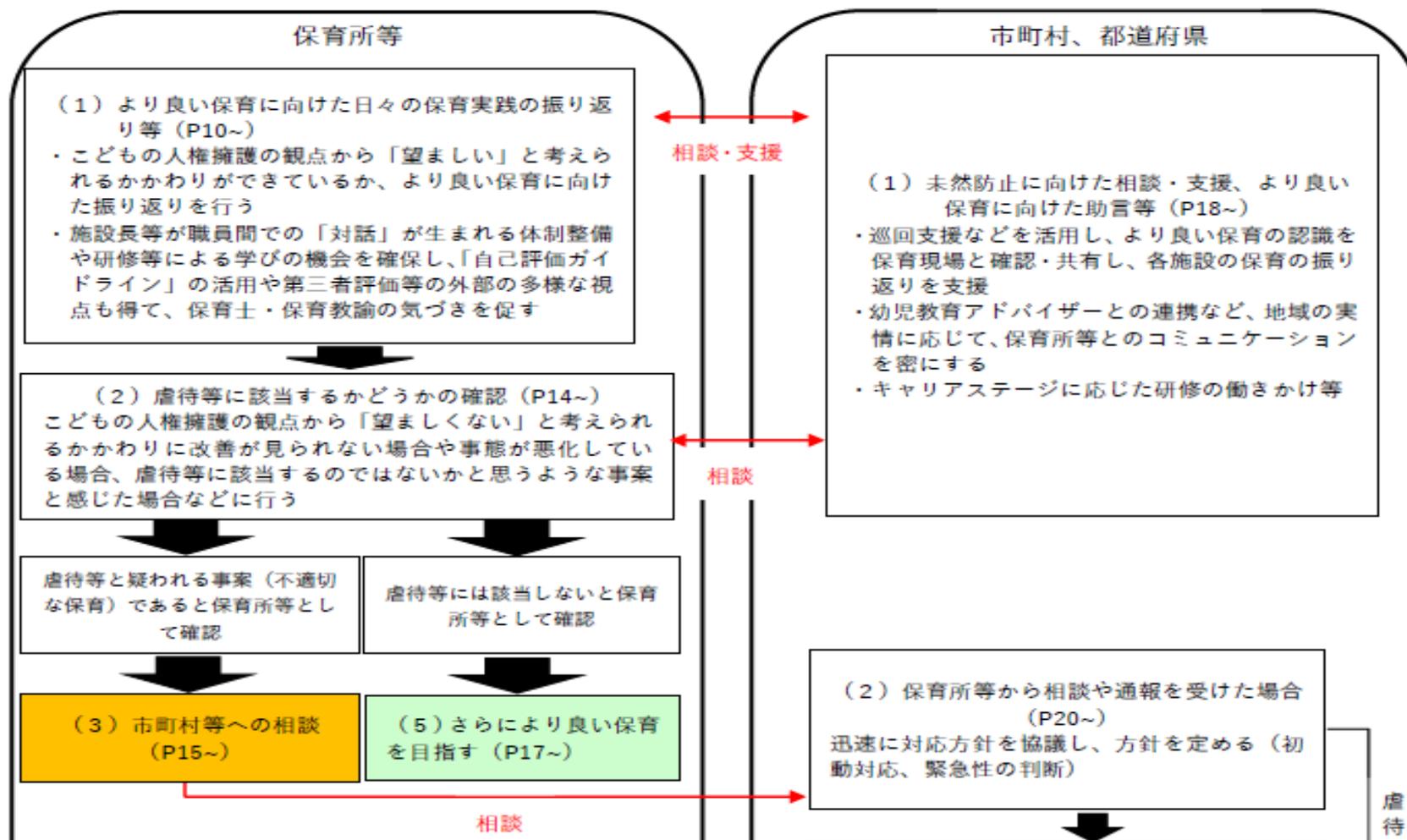
虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

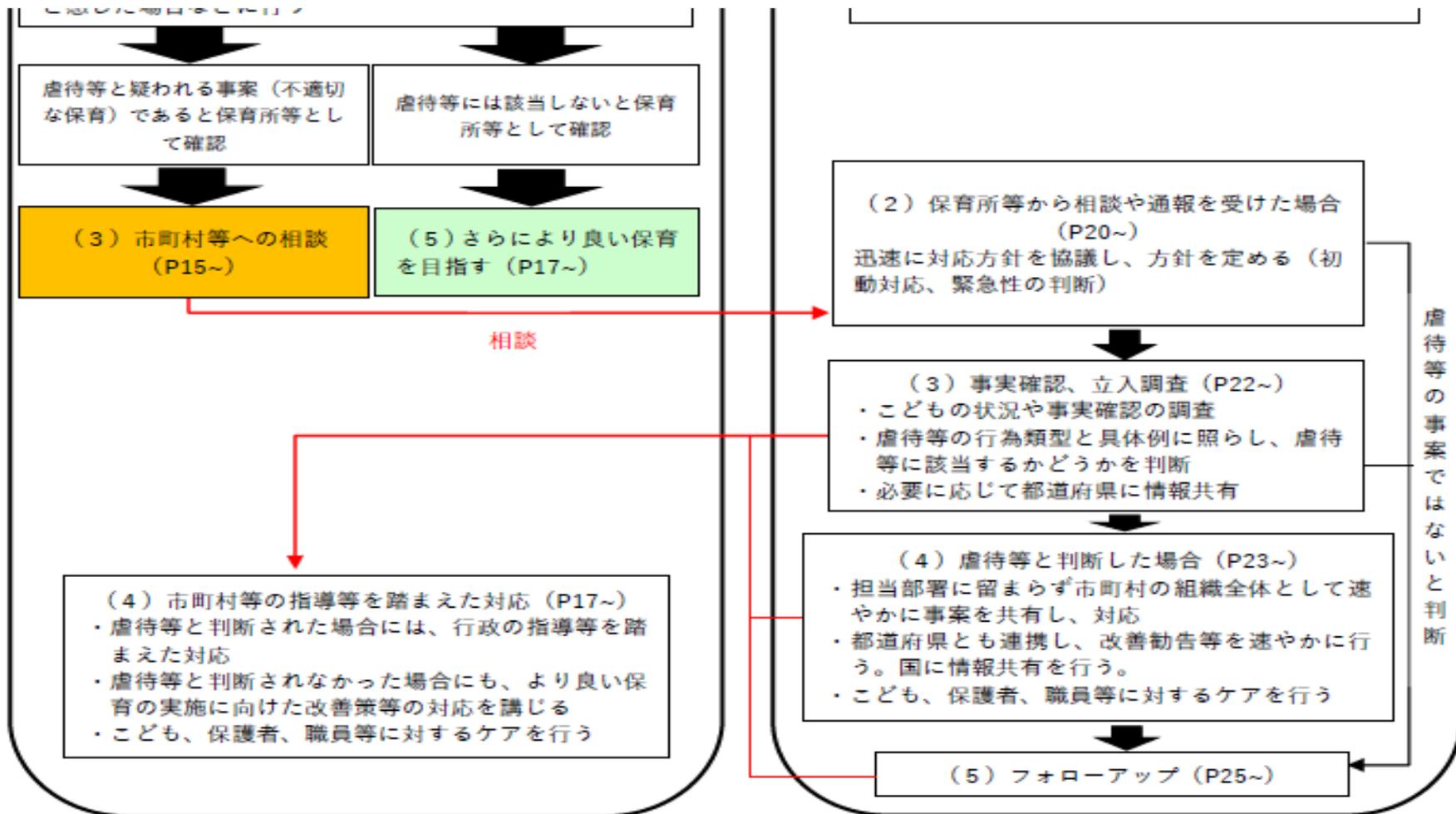
【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)

保育所等や各自治体における対応のフローチャート



【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月 こども家庭庁)

保育所等や各自治体における対応のフローチャート



【参考】保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）

家庭における虐待の早期発見

◆ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条：児童福祉施設の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

◆ 保育所保育指針

第3章1(1)ウ：子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

次のようなことに気付いたら、区市町村・児童相談所へ連絡してください。

- ① 不自然な外傷（あざ・打撲・やけど等）がある。
- ② 衣服や身体が極端に不潔である。
- ③ 食事に異常な執着を示す。
- ④ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる。（低身長・低体重）等

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。
例：トイレットペーパーの芯に通るような玩具等、丸いマグネット 等
- ◆ 窒息のリスクのある食材を除去しているか。
例：丸のままのミニトマト・ブドウ・節分の豆・餅・白玉団子 等
- ◆ 散歩等の園外活動の前後等、場面切り替わり時は、児童の人数確認について、ダブルチェックを行っているか。
- ◆ 園外保育は、複数の職員が対応しているか。
- ◆ プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。

別動画「認可保育所の指導検査について（保育園での事故を防ぐために）」もあわせてご覧ください。



改正点 事故防止関係

◆ 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。

- 令和5年3月に東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例が改正。
- 令和5年4月1日から、園外活動等のために自動車を運行する場合、乗降車時において児童の所在確認をすることが義務付け。

【参考】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の4第1項



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます